

公 告

四万十市行政手続オンライン化計画策定支援業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により委託業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年5月6日

四万十市長 中 平 正 宏



1 業務概要

- (1) 業務名 四万十市行政手続オンライン化計画策定支援業務
- (2) 業務内容 四万十市行政手続オンライン化計画の策定支援
詳細は、四万十市行政手続オンライン化計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 本プロポーザル手続きの開始の公告がなされた日から、契約候補者を特定するまでの間において、国、県及び四万十市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 事業所の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 納期限の到来した国税・都道府県税・市区町村税を滞納している者でないこと。
- (5) 過去3年以内に、市・区において、本業務に類似した業務（行政手続のオンライン化に向けた調査・分析や計画策定）の実績を有すること。

3 実施要領及び仕様書の交付

本プロポーザルの詳細については、四万十市行政手続オンライン化計画策定支援業務（以下「実施要領」という。）及び仕様書によるものとする。

実施要領及び仕様書は、四万十市公式ホームページ「四万十市からのお知らせ」内の本プロポーザルに関する記事よりダウンロードすること。

4 質問受付及び回答

- (1) 提出期限 令和3年5月13日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法 （様式1）質問書を電子メールにて下記10へ送信すること。
- (3) 回答方法 四万十市公式ホームページで公表する。
なお、類似同様の質問については、まとめて1つの回答とするほか、候補者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

5 参加申込書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和3年5月21日（金）午後5時
- (2) 提出書類 ア 参加申込書（様式2）
イ 会社概要書（様式3）
ウ 参加資格要件確認書（様式4）

- エ 業務実績調書（様式5）
- オ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（別紙1）
- カ 納税証明書（国税・都道府県税・市区町村税、写し可。令和3年4月1日以降の証明日付のもの。）、商業登記簿謄本（提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。写し可。）、決算報告書（直近のもの。写し可。）
※オ及びカについて、本市の令和3年度の競争入札参加資格者名簿に登録されている者は提出不要。

- (3) 提出場所 下記10へ
- (4) 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、郵送又は宅配便の場合は配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

6 企画提案書類等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和3年6月1日（火）午後5時
- (2) 提出書類 企画提案書、見積書、積算内訳書
- (3) 提出場所 下記10へ
- (4) 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、郵送又は宅配便の場合は配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

7 審査方法

- (1) 参加資格審査
提出書類を基に、担当部署において参加資格要件の審査を行う。
- (2) 本審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
企画提案書に基づき、四万十市行政手続オンライン化計画策定支援業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員が、本審査を実施し、実施要領に定める審査基準に従い評価する。
総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点の高い提案者を次点順位者として選考する。ただし、総合評価点が同一の提案者が複数いる場合は、実施要領に定める審査方法により、契約候補者を選定する。

8 審査結果の通知

- (1) 参加資格審査結果
参加資格審査終了後、参加申込者全員に審査結果を郵送により通知するものとし、企画提案資格を有する者にはプロポーザル関係書類提出要請を行う。
- (2) 本審査結果
委員会における本審査終了後、企画提案者全員に審査結果を郵送により通知する。

9 その他

- (1) 企画提案に関して必要となる経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類の権利は応募者に帰属するが、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）に基づく公開請求があった場合には、原則公開する。ただし、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第9条第1項第2号の規定により非公開となるが、公開・非公開の判断は、同条例に基づき市が客観的に判断する。
- (3) 必要により、提出された書類等の内容について関係機関に照会する場合がある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効とするとともに、指名停止を行う場合がある。
- (5) 詳細については、実施要領、仕様書によるものとする。

10 担当部署

- (1) 所 在 〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地
- (2) 担 当 課 四万十市企画広報課（情報管理係）

- (3) 電話番号 0880-34-6128 (直通)
- (4) FAX 番号 0880-35-0007
- (5) E-mail densan@city.shimanto.lg.jp